

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項市町村の欄中「上牧町 広陵町」を「上牧町 王寺町 広陵町 河合町 野迫川村」に改め、同表の三の項市町村の欄中「橿原市」を「橿原市 宇陀市 十津川村」に改め、同表の五の項市町村の欄中「天川村」を「奈良市 大和郡山市 橿原市 山添村 安堵町 川西町 天川村 十津川村」に改め、同表中三十の項を三十一の項とし、二十五の項から二十九の項までを二十六の項から三十の項までとし、同表の二十四の項市町村の欄中「斑鳩町」を「斑鳩町 安堵町」に改め、同項を同表の二十五の項とし、同表中二十三の項を二十四の項とし、二十二の項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、同表の二十の項市町村の欄中「斑鳩町」を「斑鳩町 安堵町」に改め、同項を同表の二十一の項とし、同表の十九の項市町村の欄中「橿原市」を「橿原市 宇陀市 十津川村」に改め、同項を同表の二十の項とし、同表中十八の項を十九の項とし、十五の項から十七の項までを十六の項から十八の項までとし、十四の項の次に次のように加える。

十五	工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	川西町
1	法第六条第一項の規定による届出の受理	
2	法第七条第一項の規定による届出の受理	
3	法第八条第一項の規定による届出の受理	
4	法第九条第一項及び第二項の規定による勧告	
5	法第十条第一項の規定による命令	
6	法第十一条第二項の規定による期間の短縮	
7	法第十二条の規定による届出の受理	

8 法第十三条第三項の規定による届出の受理

別表第三の一の項市町村の欄中「川西町」を「川西町 三宅町」に、「上牧町」を「上牧町 王寺町」に、「河合町」を「河合町 吉野町」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一又は別表第三の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事又は教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律の規定により知事又は教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては別表第一又は別表第三の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。